



鳥取県公報

平成14年3月29日(金)

号外第50号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(25)(職員課)..... 2

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 本庁に関する事項(第5条、第6条関係)

(1) 県土整備部(現行 土木部)を設置することとした。

(2) 総務部に人権局を新設することとした。

(3) 次に掲げる課及び室を新設することとした。

ア 総務部電子県庁推進課

イ 総務部人権局人権推進課

ウ 農林水産部団体指導課

(4) 次に掲げる課及び室を廃止することとした。

ア 農林水産部農村整備課

イ 農林水産部水産振興局漁港課

(5) 課及び室の再編等

ア 総務部市町村振興課国内交流推進室を企画部文化観光局に移管し、課に相当する室とすることとした。

イ 総務部同和対策課を同部人権局同和対策課に改めることとした。

ウ 子育て支援課を子ども家庭課に改めることとした。

エ 経済通商課を経済政策課に改めることとした。

オ 経営商業課を経済交流課に改めることとした。

カ 工業振興課を産業開発課に改めることとした。

キ 経営指導課を経営支援課に改めることとした。

2 附属機関に関する事項(第18条関係)

(1) 鳥取県精神医療審査会の庶務担当機関を障害福祉課から、障害福祉課及び精神保健福祉センターの共管に改めることとした。

(2) 鳥取県米子保健所結核審査協議会を鳥取県米子・日野保健所結核審査協議会に改めることとした。

(3) 鳥取県改良普及員資格試験審査委員の庶務担当課を農政課(現行 経営指導課)とすることとした。

3 地方機関に関する事項

(1) 次に掲げる地方機関を新設することとした。

ア 鳥取県立人権ひろば21(新第34条の4、新第34条の5関係)

イ 鳥取県日野保健所(第71条の2、第71条の3関係)

(2) 次に掲げる地方機関を廃止することとした。

ア 鳥取県立智頭心和苑(第47条の2関係)

- イ 鳥取県立日南石霞苑（第47条の2関係）
- ウ 鳥取県に所在する防災行政連絡所（旧第156条の15、旧第156条の16関係）
- （3）次に掲げる地方機関を再編することとした。
- ア 鳥取県衛生研究所を鳥取県衛生環境研究所に改めることとした。（第77条、第78条、第79条関係）
- イ 地方県土整備局（現行 土木事務所）を設置することとした。（第155条関係）
- ウ 空港管理事務所の所管を県土整備部（現行 企画部）とすることとした。（新第156条の5、新第156条の6、新第156条の7関係）
- 4 その他
- 内部組織の変更、所掌事務等について所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
- （1）この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。ただし、3(3)ア（名称を改める部分に限る。）は、鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行することとした。
- （2）現業職員の給与に関する規則等について、組織改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第25号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方機関</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 総務部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第6款 略</p> <p><u>第7款 工事検査出張所（第34条の2・第34条の3）</u></p> <p><u>第8款 人権ひろば21（第34条の4・第34条の5）</u></p> <p>第3節 企画部の所管に属する機関</p> <p>第1款 県民文化会館（<u>第34条の6・第34条の7</u>）</p> <p>第1款の2 童謡館（<u>第34条の8・第34条の9</u>）</p> <p>第1款の3 倉吉未来中心（<u>第34条の10・第34条の11</u>）</p> <p>第2款 削除（第35条 第36条の2）</p> <p>第3款～第6款 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第5節 生活環境部の所管に属する機関</p> <p>第1款 略</p> <p>第2款 衛生環境研究所（第77条 第79条）</p> <p>第2款の2～第4款 略</p> <p>第6節～第7節の2 略</p> <p>第8節 県土整備部の所管に属する機関</p> <p>第1款 地方県土整備局（第155条・第156条）</p> <p>第1款の2 略</p> <p><u>第1款の3 空港管理事務所（第156条の5 第156条の7）</u></p> <p>第2款 港湾事務所（<u>第156条の8 第156条の10</u>）</p> <p>第3款 鳥取港海友館（<u>第156条の11・第156条の12</u>）</p> <p>第4款 みなとさかい交流館（<u>第156条の13・第156条の14</u>）</p> <p>第5款 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所（<u>第156条の15 第156条の17</u>）</p> <p>第9節 防災監の所管に属する機関（<u>第156条の18・第156条の19</u>）</p> <p>第10節 略</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（部及び局の名称等）</p> <p>第5条 鳥取県部設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方機関</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 総務部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第6款 略</p> <p><u>第6款の2 工事検査出張所（第34条の2・第34条の3）</u></p> <p>第3節 企画部の所管に属する機関</p> <p>第1款 県民文化会館（<u>第34条の4・第34条の5</u>）</p> <p>第1款の2 童謡館（<u>第34条の6・第34条の7</u>）</p> <p>第1款の3 倉吉未来中心（<u>第34条の8・第34条の9</u>）</p> <p>第2款 <u>空港管理事務所（第35条 第36条の2）</u></p> <p>第3款～第6款 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第5節 生活環境部の所管に属する機関</p> <p>第1款 略</p> <p>第2款 衛生研究所（第77条 第79条）</p> <p>第2款の2～第4款 略</p> <p>第6節～第7節の2 略</p> <p>第8節 土木部の所管に属する機関</p> <p>第1款 <u>土木事務所（第155条・第156条）</u></p> <p>第1款の2 略</p> <p>第2款 港湾事務所（<u>第156条の5 第156条の7</u>）</p> <p>第3款 鳥取港海友館（<u>第156条の8・第156条の9</u>）</p> <p>第4款 みなとさかい交流館（<u>第156条の10・第156条の11</u>）</p> <p>第5款 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所（<u>第156条の12 第156条の14</u>）</p> <p>第9節 防災監の所管に属する機関</p> <p>第1款 <u>防災行政連絡所（第156条の15・第156条の16）</u></p> <p>第2款 <u>消防学校（第156条の17・第156条の18）</u></p> <p>第10節 略</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（部及び局の名称等）</p> <p>第5条 鳥取県部設置条例（平成6年3月鳥取県条例第</p>

第1条の規定により設置された部は、次のとおりである。

- 総務部
- 企画部
- 福祉保健部
- 生活環境部
- 商工労働部
- 農林水産部
- 県土整備部

2 第2条に規定する部の下に置く局は、次のとおりとする。

- 総務部 人権局
- 企画部 文化観光局
国民文化祭推進局
- 農林水産部 水産振興局

3 略

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として当該右欄に掲げる係等を置く。

部	局及び課	内部組織
総務部	略	
	市町村振興課	行政係・選挙係・分権推進室
	国際課	企画係・国際交流第一係・国際交流第二係
	電子県庁推進課	
	行政監察室	工事検査室
	人権局 人権推進課 同和対策課	企画調整係・啓発教育係 企画調整係
企画部	略	
	文化観光局 文化振興課 国内交流推進室	文化芸術係・企画戦略室 管理係
	略	
	略	
福祉保健部	略	
	子ども家庭課	子育て支援係・家庭福祉係・保育係
生活環境部	略	
	環境政策課	総務係・大気係・水質係・水道係
	環境管理推進課	
	略	
県民活動推進課	略	
	住宅環境課	管理係・住宅企画係・公営住宅係・下水道室

5号)第1条の規定により設置された部は、次のとおりである。

- 総務部
- 企画部
- 福祉保健部
- 生活環境部
- 商工労働部
- 農林水産部
- 土木部

2 第2条に規定する部の下に置く局は、次のとおりとする。

- 企画部 文化観光局
国民文化祭推進局
- 農林水産部 水産振興局

3 略

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として当該右欄に掲げる係等を置く。

部	局及び課	内部組織
総務部	略	
	市町村振興課	財政係・選挙係・交付税係・分権推進室・国内交流推進室
	同和対策課	企画調整係・施設係・人権施策推進室
	国際課	企画係・国際交流第一係・国際交流第二係
行政監察室	略	
	略	工事検査室
企画部	略	
	文化観光局 文化振興課	管理係・企画係・企画戦略室
	略	
福祉保健部	略	
	子育て支援課	少子化対策係・児童福祉係・母子福祉係
生活環境部	略	
	環境政策課	総務係・大気係・水質係・水道係・環境保全係
	環境管理推進課	企画係・推進係
	略	
県民活動推進課	略	
	住宅環境課	ボランティア活動係・青少年係 管理係・住宅企画係・公営住宅係

商工労働部	経済政策課	総務係・商工団体係・金融係・企画推進室
	経済交流課	商業流通係・国際通商係・計量係
	産業開発課	産業支援係・事業振興係・産学官連携推進室・企業立地推進室・自然エネルギー開発推進室
	略	
農林水産部	農政課	総務係・普及技術指導室
	経営支援課	金融係・担い手育成係・農地係・構造対策係
	略	
	生産振興課	管理係・農産係・果樹係・野菜花き係
	畜産課	管理係・企画・中小家畜係・肉用牛係・酪農草地係・衛生環境係
	耕地課	管理係・指導係・総合整備係・農村整備企画室
	林政課	管理係・企画係・森林環境係・団体育成係・林業専門技術員室
	森林保全課	管理係・保全鳥獣係・林道係・造林保護係
	水産振興局	水産課 管理係・漁業調整係・漁業経営係・水産振興室・取締船
	略	
県土整備部	管理課	総務係・用地係・建設業係・企画調整室・土木防災室
	道路課	路政係・企画調査係・維持係・県道係・国道係・農道係・市町村道係・高速道路推進室
	都市計画課	管理係・計画係・街路区画係・土地利用係・緑地公園室
	河川砂防課	庶務係・管理係・計画係・河川係・砂防係・治山係・利水係
	略	
	空港港湾課	管理係・港湾係・空港整備係・漁港室
略		

(部の外に置く課の内部組織の設置)

第6条の2 第5条第3項の規定により部の外に置かれる次の表の左欄に掲げる課に、内部組織として同表の右欄に定める係を置く。

防災危機管理課	防災係・危機管理係
消防課	消防係・保安係・消防防災情報室

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工労働部	経済通商課	総務係・計量係・経済政策室
	経営商業課	商業流通係・金融係
	工業振興課	産業支援係・事業振興係・企業立地推進室・自然エネルギー開発推進室
	略	
農林水産部	農政課	総務係・農地係・団体検査室
	経営指導課	金融係・団体指導係・担い手育成係・普及指導係・専門技術員室
	略	
	生産振興課	管理係・農産係・果樹係・野菜花き係・農業環境係
	畜産課	管理係・企画経営係・生産振興係・草地基盤係・衛生環境係
	耕地課	管理係・助成係・計画係・水利農道係・ほ場整備係・指導係
	農村整備課	管理係・総合整備係・構造対策係
	林政課	管理係・企画係・森林計画係・団体育成係・林業専門技術員室
	森林保全課	管理係・保全係・林道治山係・造林保護係
	水産振興局	水産課 管理係・漁業調整係・漁業経営係・水産振興室・取締船 漁港課 管理係・計画係・建設指導係
略		
土木部	管理課	総務係・用地係・建設業係・企画技術室・土木防災室
	道路課	路政係・企画調査係・維持係・県道係・国道係・市町村道係・高速道路推進室
	都市計画課	審査係・計画係・街路区画係・土地利用係・緑地公園室・下水道室
	河川砂防課	庶務係・管理係・計画係・改良係・砂防係・利水係
	略	
	空港港湾課	管理係・港湾係・空港整備係
略		

(部の外に置く課の内部組織の設置)

第6条の2 第5条第3項の規定により部の外に置かれる次の表の左欄に掲げる課に、内部組織として同表の右欄に定める係を置く。

防災危機管理課	防災係・危機管理係
消防課	消防係・保安係・無線室

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～広報課 略

管財課

(1)及び(2) 略

(3) 職員公舎及び職員住宅に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

職員課

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

財政課

(1)～(3) 略

(4) 公社・事業団関係業務の総合調整に関すること。

税務課 略

市町村振興課

(1)～(4) 略

国際課 略

電子県庁推進課

電子県庁の推進に関すること。

行政監察室

(1)及び(2) 略

(3) 県費補助に係る建設工事の検査(技術的又は専門的なもので知事が特に必要があると認めるものに限る。)に関すること。

(4) 略

人権局人権推進課

人権施策の推進に関すること。

人権局同和対策課

同和対策に関すること。

(企画部各局及び課の所掌事務)

第8条 企画部の各局及び課の所掌事務は、次のとおり

総務課～広報課 略

管財課

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

職員課

(1)～(4) 略

(5) 電子県庁の推進に関すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 職員住宅に関すること。

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

財政課

(1)～(3) 略

税務課 略

市町村振興課

(1)～(4) 略

(5) 市町村の国内交流の推進に関すること。

同和対策課

(1) 同和対策に関すること。

(2) 人権施策の推進に関すること。

国際課 略

行政監察室

(1)及び(2) 略

(3) 県費補助に係る建設工事の検査に関すること。

(4) 略

(企画部各局及び課の所掌事務)

第8条 企画部の各局及び課の所掌事務は、次のとおり

とする。

企画振興課

(1)~(3) 略

(4) 県内高等教育機関及び学術研究の振興に関する
こと。

(5)~(8) 略

情報政策課

(1)及び(2) 略

(3) 市町村に係る行政情報化の推進に関する
こと。

(1)及び(2) 略

(3) 空港の国際化の推進及び利用の促進に関する
こと。

(4)及び(5) 略

統計課及び文化観光局文化振興課 略

文化観光局国内交流推進室

国内交流の推進に関すること。

文化観光局観光課～国民文化祭推進局 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと
する。

福祉保健課

(1)~(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 健康福祉センター、福祉事務所及び保健所に
関すること。

(20) 略

(21) 略

(22) 略

障害福祉課及び長寿社会課 略

子ども家庭課

(1)~(5) 略

(6) 福祉相談センター、児童相談所、婦人相談所、

とする。

企画振興課

(1)~(3) 略

(4) 県内高等教育機関に関する
こと。

(5)~(8) 略

情報政策課

(1)及び(2) 略

(3) 行政情報化の推進に関する
こと。

交通政策課

(1)及び(2) 略

(3) 空港の国際化の推進及び利用の促進並びに鳥取
空港の管理に関する
こと。

(4)及び(5) 略

(6) 空港管理事務所に関する
こと。

統計課及び文化観光局文化振興課 略

文化観光局観光課～国民文化祭推進局 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりと
する。

福祉保健課

(1)~(4) 略

(5) 売春防止に関する
こと。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 健康福祉センター、福祉事務所、婦人相談所及
び保健所に
関すること。

(21) 略

(22) 略

(23) 略

障害福祉課及び長寿社会課 略

子育て支援課

(1)~(5) 略

(6) 福祉相談センター、児童相談所、児童自立支援

児童自立支援施設、保育専門学院及び鳥取砂丘こどもの国に関すること。

医務薬事課及び健康対策課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課

(1)~(9) 略

(10) 衛生環境研究所に関すること。

(11)~(15) 略

環境管理推進課~県民活動推進課 略

住宅環境課

(1)~(8) 略

(9) 生活排水処理施設の整備並びに下水道の整備及び管理に関すること。

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済政策課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 商工業金融に関すること。

(6) 貸金業に関すること。

(7)~(9) 略

経済交流課

(1)~(3) 略

(4) 貿易の振興及び経済交流に関すること。

(5) 適正な計量の確保に関すること。

産業開発課

(1)~(9) 略

労働雇用課

(1)~(6) 略

(7) 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年鳥取県条例第6号。以下「個別労働紛争解決条例」という。)の施行に関すること(地方労働委員会の所掌に属するものを除く。)

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1) 略

(2) 略

施設、保育専門学院及び鳥取砂丘こどもの国に関すること。

医務薬事課及び健康対策課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課

(1)~(9) 略

(10) 衛生研究所に関すること。

(11)~(15) 略

環境管理推進課~県民活動推進課 略

住宅環境課

(1)~(8) 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

経済通商課

(1) 略

(2) 貿易の振興及び経済交流に関すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 適正な計量の確保に関すること。

(7)~(9) 略

経営商業課

(1)~(3) 略

(4) 商工業金融に関すること。

(5) 貸金業に関すること。

工業振興課

(1)~(9) 略

労働雇用課

(1)~(6) 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1) 略

(2) 農業振興地域整備計画に関すること。

(3) 略

(3) 略

- (4) 農業改良専門技術に関すること。
- (5) 農業改良普及事業に関すること。
- (6) 農村生活改善に関すること。
- (7) 農業気象に関すること。
- (8) 農林水産業の環境対策に関すること。
- (9) 地方農林振興局及び農業大学校に関すること。
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

経営支援課

(1) 略

(2) 略

- (3) 農業振興地域整備計画に関すること。
- (4) 農地を守る直接支払い及び集落営農組織育成事業に関すること。
- (5) 農地関係等の調整に関すること。
- (6) 農業会議及び農業委員会に関すること。
- (7) 既墾地における自作農の創設維持に関すること。
- (8) 国有農地の管理に関すること。
- (9) 経営構造対策に関すること。

団体指導課

- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、森林組合及び森林組合連合会の育成指導に関すること。
- (2) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び水産業協同組合の検査に関すること。
- (3) 農業災害補償に関すること。
- (4) 農村総合研修所に関すること。

生産振興課

- (4) 農地を守る直接支払い、集落営農組織育成及び山村振興対策事業に関すること。
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農地の交換分合に関すること。
- (6) 農地関係等の調整に関すること。
- (7) 農業会議及び農業委員会に関すること。
- (8) 既墾地における自作農の創設維持に関すること。
- (9) 国有農地の管理に関すること。
- (10) 農業開発調査に関すること。
- (11) 略
- (12) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び水産業協同組合の検査に関すること。

(13) 地方農林振興局に関すること。

(14) 略

(15) 略

(16) 略

経営指導課

- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会の育成指導に関すること。
- (2) 略
- (3) 農業災害補償に関すること。
- (4) 略
- (5) 農業改良専門技術に関すること。
- (6) 農業改良普及事業に関すること。
- (7) 農村生活改善に関すること。
- (8) 農業気象に関すること。
- (9) 農業大学校及び農村総合研修所に関すること。

生産振興課

- (1) 農産物に関すること。
 - (2) 園芸作物及び工芸作物に関すること。
 - (3) 略
 - (4) 略
 - (5) 略
- 畜産課 略
耕地課
- (1) 土地改良事業（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を除く。次号、第3号、第5号及び第6号において同じ。）に関すること。
 - (2) 土地改良事業に係る調査及び計画に関すること。
 - (3) 土地改良事業の認可に関すること。
 - (4) 略
 - (5) 土地改良事業に要する資金に関すること。
 - (6) 土地改良事業に係る換地に関すること。
 - (7)~(10) 略

林政課

- (1)~(4) 略
 - (5) 森林整備の地域活動支援に関すること。
 - (6)~(8) 略
 - (9) 県産材の需要拡大に関すること。
 - (10)~(13) 略
- 森林保全課
- (1) 略
 - (2) 林野の保全に関すること。
 - (3) 略
 - (4) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。
 - (5) 林道の災害復旧に関すること。
 - (6)~(10) 略

水産振興局水産課

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

- (1) 食糧農産物に関すること。
 - (2) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の施行に関すること。
 - (3) 園芸農産物及び工芸作物に関すること。
 - (4) 略
 - (5) 略
 - (6) 略
- 畜産課 略
耕地課
- (1) 土地改良事業に関すること（農村整備課の所掌に属するものを除く。）
 - (2) 土地改良事業に係る調査及び計画に関すること。
 - (3) 土地改良事業の認可に関すること。
 - (4) 略
 - (5) 土地改良事業に要する資金に関すること。
 - (6) 土地改良事業に係る換地に関すること。
 - (7)~(10) 略

農村整備課

- (1) 土地改良事業（農村総合整備事業に限る。）の実施並びに指導及び助成に関すること。
 - (2) 農業集落排水事業に関すること。
 - (3) 経営構造対策事業に関すること。
- 林政課
- (1)~(4) 略
 - (5) 森林組合及び森林組合連合会の育成指導に関すること。
 - (6)~(8) 略
 - (9) 木材業者及び製材業者の登録に関すること。
 - (10)~(13) 略
- 森林保全課
- (1) 略
 - (2) 林野の保護取締りに関すること。
 - (3) 略
 - (4) 治山及び地すべりの防止に関すること。
 - (5) 林道及び治山施設の災害復旧に関すること。
 - (6)~(10) 略

水産振興局水産課

- (1) 略
- (2) 漁業構造改善に関すること。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) カニ展示施設に関すること。

(15) 略

(市場開拓課の所掌事務)

第12条の2 市場開拓課の所掌事務は、次のとおりである。

(1) 略

(2) 農畜産物、林産物及び水産物の市場調査及び販路拡大に関すること。

(3)~(8) 略

(9) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の施行に関すること。

(県土整備部各課の所掌事務)

第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)~(7) 略

(8) 県土整備部が所掌する土木建築工事の入札に関すること。

(9)~(12) 略

(13) 県土整備部が所掌する土木工事の施工基準(設計単価及び歩掛りを含む。)の作成に関すること。

(14) 地方県土整備局に関すること。

(15)~(17) 略

道路課

(1)~(7) 略

(8) 広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に関すること。

都市計画課

(1)~(10) 略

河川砂防課

(1) 略

(2) 海岸保全区域の維持管理及び工事(耕地課及び

(11) 略

(12) 沿岸漁場の整備及び開発の調査計画に関すること。

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) カニ飼育試験展示施設に関すること。

(17) 略

水産振興局漁港課

(1) 漁港の維持管理及び工事に関すること。

(2) 海岸保全区域(漁港の区域内に限る。)の維持管理及び工事に関すること。

(3) 沿岸漁場の維持管理及び工事に関すること。

(4) 漁港の区域内の公有水面の埋立てに関すること。

(5) 漁港の災害復旧に関すること。

(市場開拓課の所掌事務)

第12条の2 市場開拓課の所掌事務は、次のとおりである。

(1) 略

(2) 農畜産物(米を除く)、林産物及び水産物の市場調査及び販路拡大に関すること。

(3)~(8) 略

(土木部各課の所掌事務)

第13条 土木部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)~(7) 略

(8) 土木部が所掌する土木建築工事の入札に関すること。

(9)~(12) 略

(13) 土木部が所掌する土木工事の施工基準(設計単価及び歩掛りを含む。)の作成に関すること。

(14) 土木事務所に関すること。

(15)~(17) 略

道路課

(1)~(7) 略

都市計画課

(1)~(10) 略

(11) 下水道に関すること(環境政策課の所掌に属するものを除く。)

河川砂防課

(1) 略

(2) 海岸保全区域の維持管理及び工事(耕地課、漁

空港港湾課の所掌に属するものを除く。)に関する
こと。

(3)~(6) 略

(7) 公有水面の埋立て(耕地課及び空港港湾課の所
掌に属するものを除く。)に関すること。

(8)~(12) 略

(13) 治山事業に関すること(森林保全課の所掌に属
するものを除く。)

旧中部ダム予定地域振興課 略

空港港湾課

(1) 港湾及び漁港並びに沿岸漁場の維持管理及び工
事に関すること。

(2) 海岸保全区域の維持管理及び工事に関すること
(港湾区域、港湾隣接地域、港湾区域の定めのない
港湾の水域及び漁港の区域に係るものに限る。次号
において同じ。)

(3) 略

(4) 港湾及び漁港の災害事務の取りまとめに関する
こと。

(5)及び(6) 略

(7) 空港管理事務所に関すること。

(8) 略

(9) 略

建築課 略

(部の外に置く課の所掌事務)

第13条の2 部の外に置く各課の所掌事務は、次のとお
りとする。

防災危機管理課 略

消防課

(1) 県の消防事務に関すること。

(2) 電気工事業及び電気工事並びに電気製品の安全
に関すること。

(3) 高圧ガス等の保安に関すること。

(4) 火薬類及び猟銃等の製造販売の許可に関するこ
と。

(5) 消防防災情報システムに関すること。

(6) 消防防災ヘリコプターの運行管理に関すること。

(7) 消防学校に関すること。

(職制)

第15条 略

2~7 略

8 防災時の危機管理に関する事務を担当させるため、
部の外に防災監を置き、防災危機管理課及び消防課の
事務を掌理する。また、知事が必要と認めるときは、

港課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。)に
関すること。

(3)~(6) 略

(7) 公有水面の埋立て(耕地課、漁港課及び空港港
湾課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

(8)~(12) 略

旧中部ダム予定地域振興課 略

空港港湾課

(1) 港湾の維持管理及び工事に関すること。

(2) 海岸保全区域の維持管理及び工事に関すること
(港湾区域、港湾隣接地域及び港湾区域の定めのない
港湾の水域に係るものに限る。次号において同じ。)

(3) 略

(4) 港湾災害事務の取りまとめに関すること。

(5)及び(6) 略

(7) 略

(8) 略

建築課 略

(部の外に置く課の所掌事務)

第13条の2 部の外に置く各課の所掌事務は、次のとお
りとする。

防災危機管理課 略

消防課

(1) 消防に関すること。

(2) 電気工事業に関すること。

(3) 電気工事士に関すること。

(4) 高圧ガス、火薬類及び電気用品の取締りに関す
ること。

(5) ガス事業に関すること。

(6) 猟銃等製造販売事業の許可に関すること。

(7) 防災行政無線に関すること。

(8) 防災行政連絡所及び消防学校に関すること。

(職制)

第15条 略

2~7 略

8 防災時の危機管理に関する事務を担当させるため、
部の外に防災監を置き、防災危機管理課及び消防課の
事務を掌理する。また、知事が必要と認めるときは、

部の外に理事監、参事監及び参事を置くものとし、防災監がその事務を掌理する。

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県障害者施策推進協議会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第30条第2項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務	障害福祉課
鳥取県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申及び精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関しての知事に対する意見の具申に関する事務	障害福祉課
鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に関する事務	障害福祉課(精神保健福祉センターが担当する事務を除く。) 精神保健福祉センター(入院の要否及び退院等の請求についての審査処理に関することに限る。)
略		
鳥取県鳥取保健所結核診査協議会、鳥取県倉吉保健所結核診査協議会及び鳥取県	略	健康対策課

部の外に参事を置くものとし、防災監がその事務を掌理する。

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県障害者施策推進協議会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第30条第2項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務	障害福祉課
鳥取県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申及び精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関しての知事に対する意見の具申並びに同法第32条第3項及び第45条第1項の申請に関する必要な事項の審議に関する事務	障害福祉課
鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に関する事務	障害福祉課
略		
鳥取県鳥取保健所結核診査協議会、鳥取県倉吉保健所結核診査協議会及び鳥取県	略	健康対策課

米子・日野保健所結核診査協議会			米子保健所結核診査協議会		
略			略		
鳥取県中小企業振興対策審議会	略	経済政策課	鳥取県中小企業振興対策審議会	略	経済通商課
鳥取県中小企業調停審議会	略		鳥取県中小企業調停審議会	略	
鳥取県大規模小売店舗立地審議会	略	経済交流課	鳥取県大規模小売店舗立地審議会	略	経営商業課
鳥取県農村地域工業等導入促進審議会	略	産業開発課	鳥取県農村地域工業等導入促進審議会	略	工業振興課
鳥取県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議及びこれらに関し必要と認める事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	労働雇用課	鳥取県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第97条第2項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議及びこれらに関し必要と認める事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	労働雇用課
鳥取県農業振興審議会	鳥取県農業振興審議会設置条例（昭和36年鳥取県条例第12号）第2条の規定による鳥取県の農業・農村の振興に係る重要施策及び鳥取県卸売市場整備計画その他卸売市場に係る重要事項についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	農政課	鳥取県農業振興審議会	鳥取県農業振興審議会設置条例（昭和36年鳥取県条例第12号）第2条の規定による鳥取県の農業・農村の振興に係る重要施策及び鳥取県卸売市場整備計画その他卸売市場に係る重要事項についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	農政課
鳥取県改良普及員資格試験審査委員	鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年鳥取県条例第59号）第11条の規定による改良普及員資格試験の成績の判定に関する事務		鳥取県改良普及員資格試験審査委員	鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年鳥取県条例第59号）第11条の規定による改良普及員資格試験の成績の判定に関する事務	
鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について提起する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項の調査審議に関する事務	団体指導課	鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について提起する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項の調査審議に関する事務	経営指導課
略			略		
鳥取県地方港湾審議会	略	空港港湾課	鳥取県地方港湾審議会	略	港湾課
略			略		

(所掌事務)

第25条 大阪事務所は、本県と関西地域及び中京地域との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 略

(2) 関西地域及び中京地域の商況、海外市場の状況等の調査及び情報連絡に関する事。

(3) 県産の商工物品及び農産物に関する宣伝及び照会に関する事。

(4) 略

(5) 企業の誘致に関する事。

(内部組織及び所掌事務)

第26条の3 日野総合事務所に次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課及び農業改良普及所を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

略		
農林局	略	
	農業振興課	生産流通係・経営支援係
	略	
	地域整備課	
	林業振興課	林政係・普及係・林産振興係・林道係
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局総務課

(1)及び(2) 略

(3) 旅券の発給に関する事。

(4) 略

県民局県民課

(1)~(5) 略

(6) 県税相談に関する事。

(7) 略

(8) 過疎・中山間地域の振興に関する事。

(9) 略

(10) 略

(11) 労働相談その他労働に関する事(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)

(12) 建築確認申請の受付に関する事。

福祉保健局福祉総務課 ~ 農林局農林総務課 略

農林局農業振興課

(1)~(13) 略

(所掌事務)

第25条 大阪事務所は、本県と大阪市及びその近隣都市との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 略

(2) 諸物産の販売斡旋に関する事。

(3) 受注斡旋に関する事。

(4) 生産資材その他諸物資の購入斡旋に関する事。

(5) 職業の斡旋に関する事。

(6) 関西商況、海外市場の状況その他の調査及び情報連絡に関する事。

(7) 本県物産の陳列及び展示に関する事。

(8) 略

(9) 工場の誘致に関する事。

(内部組織及び所掌事務)

第26条の3 日野総合事務所に次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課及び農業改良普及所を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

略		
農林局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・技術指導係
	林業振興課	林政係・普及係・林産振興係・林道係・治山係
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局総務課

(1)及び(2) 略

(3) 略

県民局県民課

(1)~(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 労働相談その他労働に関する事。

福祉保健局福祉総務課 ~ 農林局農林総務課 略

農林局農業振興課

(1)~(13) 略

(14) 農業構造改善に関すること。

農林局日野農業改良普及所 略
農林局地域整備課

(1) 土地改良事業（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を除く。第3号及び第5号において同じ。）に関すること。

- (2) 略
- (3) 土地改良事業に係る調査に関すること。
- (4) 略
- (5) 土地改良事業に要する資金に関すること。
- (6)及び(7) 略

農林局林業振興課

(1) 林業団体の振興対策に関すること。
(2)及び(3) 略

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略

(16) 林野の保全に関すること。
(17) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。

- (18) 略
- (19) 略

(20) 森林整備の地域活動支援に関すること。

県土整備局建設総務課 略
県土整備局維持管理課

(1) 県土整備部の所掌に係る許認可等（局内他課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2)~(7) 略

県土整備局計画調査課

(1) 道路、河川その他土木に関する工事（以下「土木工事」という。）の計画調整、調査設計に関すること。

(2)~(4) 略

県土整備局道路整備課

(1)~(5) 略

(6) 広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に関すること。

農林局日野農業改良普及所 略
農林局地域整備課

(1) 土地改良事業に関すること。

- (2) 略
- (3) 土地改良事業に係る調査に関すること。
- (4) 略
- (5) 土地改良事業に要する資金に関すること。
- (6)及び(7) 略

(8) 農業構造改善に関すること。

農林局林業振興課

(1) 森林組合その他林業団体の指導に関すること。
(2)及び(3) 略

(4) 木材業者及び製材業者登録に関すること。

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略

(17) 林野の保全及び災害復旧に関すること。
(18) 治山及び林業に属する地すべり防止に関すること。

- (19) 略
- (20) 略

県土整備局建設総務課 略
県土整備局維持管理課

(1) 土木部の所掌に係る許認可等（局内他課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(2)~(7) 略

県土整備局計画調査課

(1) 道路、河川、港湾その他土木に関する工事（以下「土木工事」という。）の計画調整、調査設計に関すること。

(2)~(4) 略

県土整備局道路整備課

(1)~(5) 略

県土整備局河川砂防課

(1)~(6) 略

(7) 治山事業に関すること(農林局林業振興課の所掌に属するものを除く。)

(内部組織及び所掌事務)

第30条 次の表の左欄に掲げる県民局ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

鳥取県中部県民局	県民課
鳥取県西部県民局	県民課・観光国際課 ・商工労働課

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民課

(1)~(7) 略

(8) 過疎・中山間地域の振興に関すること。

(9) 略

(10) 観光の振興に関すること(中部県民局に限る。)

(11) 労働相談その他労働に関すること(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)(中部県民局に限る。)

(12) 略

観光国際課

(1) 観光の振興に関すること。

(2) 大山地域の振興に関すること。

(3) 略

(4) 略

商工労働課

(1) 略

(2) 労働相談その他労働に関すること(個別労働紛争解決条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理を含む。)

(名称、位置及び管轄区域)

第33条 略

2 県税事務所設置条例第6条第1項の規定により設置された県税事務所の支所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県西部県税事務所日野支所	日野郡 日野町	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第34条 次の表の左欄に掲げる県税事務所及びその支所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

県土整備局河川砂防課

(1)~(6) 略

(内部組織及び所掌事務)

第30条 次の表の左欄に掲げる県民局ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

鳥取県中部県民局	県民課
鳥取県西部県民局	県民課・国際課・商工労働課

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民課

(1)~(7) 略

(8) 略

(9) 観光に関する情報の収集及び提供に関すること(中部県民局に限る。)

(10) 労働相談その他労働に関すること(中部県民局に限る。)

(11) 略

国際課

(1) 略

(2) 略

商工労働課

(1) 略

(2) 観光に関する情報の収集及び提供に関すること。

(3) 労働相談その他労働に関すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第33条 略

(内部組織及び所掌事務)

第34条 次の表の左欄に掲げる県税事務所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

略		
鳥取県西部県税事務所	総務課 収税課	庶務係・管理係 徴収係・自動車税係
	課税課	直税第一係・直税第二係・間税係
鳥取県西部県税事務所日野支所		

2 略

3 西部県税事務所日野支所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税に係る周知宣伝に関すること。
- (2) 県税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。
- (3) 県税に係る納税証明書の交付に関すること。
- (4) 県税に係る申告書等の受理に関すること。

第7款 工事検査出張所

(所掌事務)

第34条の3 略

- (1) 略
- (2) 県費補助に係る建設工事の検査(技術的又は専門的なもので知事が特に必要があると認めるものに限る。)に関すること。

第8款 人権ひろば21

(名称及び位置)

第34条の4 鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第47号)第2条の規定により設置された人権ひろば21の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立人権ひろば21	鳥取市

(所掌事務)

第34条の5 人権ひろば21は、県民が生涯を通じて主体的に人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、もって人権意識の向上に資するための事務を所掌する。

第3節 企画部の所管に属する機関

第1款 県民文化会館

(名称及び位置)

第34条の6 略

(所掌事務)

第34条の7 略

略		
鳥取県西部県税事務所	総務課 収税課	庶務係・管理係 徴収係・自動車税係
	課税課	直税第一係・直税第二係・間税係

2 略

第6款の2 工事検査出張所

(所掌事務)

第34条の3 略

- (1) 略
- (2) 県費補助に係る建設工事の検査に関すること。

第3節 企画部の所管に属する機関

第1款 県民文化会館

(名称及び位置)

第34条の4 略

(所掌事務)

第34条の5 略

(名称及び位置)

第34条の8 略

(所掌事務)

第34条の9 略

(名称及び位置)

第34条の10 略

(所掌事務)

第34条の11 略

第2款 削除

第35条から第36条の2まで 削除

(内部組織及び所掌事務)

第36条の12 略

2 次の表の第1欄に掲げる健康福祉センターごとに、それぞれ第2欄に掲げる部を置き、部の事務を分掌させるため、それぞれ第3欄に掲げる課及び第4欄に掲げる係を置く。

鳥取県東部健康福祉センター	略	略	
	保健環境部	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係
略			
鳥取県中部健康福祉センター	略	略	
	保健環境部	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係

(名称及び位置)

第34条の6 略

(所掌事務)

第34条の7 略

(名称及び位置)

第34条の8 略

(所掌事務)

第34条の9 略

第2款 空港管理事務所

(設置)

第35条 空港管理事務所を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県鳥取空港管理事務所	鳥取市

(所掌事務)

第36条 空港管理事務所は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年7月鳥取県条例第24号)第2条の規定により設置された空港の管理に関する事務を所掌する。

(内部組織)

第36条の2 空港管理事務所に管理係及び設備係を置く。

(内部組織及び所掌事務)

第36条の12 略

2 次の表の第1欄に掲げる健康福祉センターごとに、それぞれ第2欄に掲げる部を置き、部の事務を分掌させるため、それぞれ第3欄に掲げる課及び第4欄に掲げる係を置く。

鳥取県東部健康福祉センター	略	略	
	保健環境部	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係・試験検査係
略			
鳥取県中部健康福祉センター	略	略	
	保健環境部	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係・試験検査係

鳥取県西部健康福祉センター	略		
	保健環境部	保健予防課	医薬係・予防係・健康増進係・地域保健係・心と女性の相談室
		生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係

鳥取県西部健康福祉センター	略		
	保健環境部	保健予防課	医薬係・予防係・健康増進係・地域保健係
		生活環境課	食品衛生係・管理指導係・環境衛生係・廃棄物対策係・試験検査係

3 略

(所掌事務)

第38条の3 福祉相談センターは、身体障害者、知的障害者、児童及び要保護女子の福祉並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行う事務を所掌する。

(名称及び位置)

第47条の2 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された特別養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
略	
鳥取県立皆生みどり苑	米子市

(所掌事務)

第54条 婦人相談所は、売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第2項の規定による要保護女子の保護更生に関する事務並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第2項の規定による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務を所掌する。

(名称、位置及び所管区域)

第71条の2 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
略		
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡

3 略

(所掌事務)

第38条の3 福祉相談センターは、身体障害者、知的障害者、児童及び要保護女子の福祉に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行う事務を所掌する。

(名称及び位置)

第47条の2 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された特別養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
略	
鳥取県立皆生みどり苑	米子市
鳥取県立智頭心和苑	八頭郡智頭町
鳥取県立日南石霞苑	日野郡日南町

(所掌事務)

第54条 婦人相談所は、売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第2項の規定による要保護女子の保護更生に関する事項について、主として次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
- (2) 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、並びにこれらに附随して必要な指導を行なうこと。
- (3) 要保護女子の一時保護を行なうこと。

(名称、位置及び所管区域)

第71条の2 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
略		
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

鳥取県日野保 健所	日野郡日野町	日野郡
--------------	--------	-----

2 鳥取県保健所条例第3条の規定により設置された保健所の支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取保健 所郡家支所	八頭郡郡 家町	八頭郡

(内部組織及び所掌事務)

第71条の3 次の表の左欄に掲げる保健所及びその支所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取保 健所	略	
	生活環境 課	食品衛生係・管理指導 係・環境衛生係・廃棄 物対策係
略		
鳥取県倉吉保 健所	略	
	生活環境 課	食品衛生係・管理指導 係・環境衛生係・廃棄 物対策係
鳥取県米子保 健所	略	
	生活環境 課	食品衛生係・管理指導 係・環境衛生係・廃棄 物対策係
鳥取県日野保 健所	略	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、保健予防課及び生活環境課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務を除いたものとし、総務福祉課、福祉総務課及び保健衛生課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務に限るものとする。

保健予防課

(1)~(15) 略

(16) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に係ること(米子保健所に限る。)

(17) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関すること(米子保健所に限る。)

生活環境課~保健衛生課 略

(所掌事務)

第73条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1)~(3) 略

(4) 鳥取県精神医療審査会の事務に関すること。

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第3項及び第45条第1項の申請に対する決定に関

2 鳥取県保健所条例第3条の規定により設置された保健所の支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥取保健 所郡家支所	八頭郡郡 家町	八頭郡
鳥取県米子保健 所根雨支所	日野郡日 野町	日野郡

(内部組織及び所掌事務)

第71条の3 次の表の左欄に掲げる保健所及びその支所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取保 健所	略	
	生活環境 課	食品衛生係・管理指導 係・環境衛生係・廃棄 物対策係・試験検査係
略		
鳥取県倉吉保 健所	略	
	生活環境 課	食品衛生係・管理指導 係・環境衛生係・廃棄 物対策係・試験検査係
鳥取県米子保 健所	略	
	生活環境 課	食品衛生係・管理指導 係・環境衛生係・廃棄 物対策係・試験検査係
鳥取県米子保 健所根雨支所	略	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、保健予防課及び生活環境課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務を除いたものとし、総務福祉課、福祉総務課及び保健衛生課の所掌事務は、支所の所管区域に係る事務に限るものとする。

保健予防課

(1)~(15) 略

生活環境課~保健衛生課 略

(所掌事務)

第73条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1)~(3) 略

する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。

(6) 略

(7) 略

第2款 衛生環境研究所

(設置)

第77条 衛生環境研究所を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡羽合町

(所掌事務)

第78条 衛生環境研究所は、地方公衆衛生に係る次に掲げる事務を所掌する。

(1)~(5) 略

(内部組織)

第79条 衛生環境研究所に総務課、企画調整室、保健衛生室、水環境室、環境科学室及び大気・地球環境室を置く。

(内部組織及び所掌事務)

第107条 次の表の左欄に掲げる地方農林振興局ごとに、それぞれ中欄に掲げる課及び農業改良普及所を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・経営支援係・地域振興係
	略	
	地域整備課	
鳥取県八頭地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・経営支援係・地域振興係
	略	
	地域整備課	
鳥取県倉吉地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・経営支援係
	略	
	地域整備課	
鳥取県鳥取地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・経営支援係・地域振興係
	略	
	地域整備課	
鳥取県八頭地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
鳥取県倉吉地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
鳥取県鳥取地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
鳥取県八頭地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
鳥取県倉吉地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
鳥取県鳥取地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
鳥取県八頭地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
鳥取県倉吉地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係

(4) 略

(5) 略

第2款 衛生研究所

(設置)

第77条 衛生研究所を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県衛生研究所	鳥取市

(所掌事務)

第78条 衛生研究所は、地方公衆衛生に係る次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1)~(5) 略

(内部組織)

第79条 衛生研究所に総務課、微生物科、食品化学科、水質調査第一科、水質調査第二科、水質環境科及び大気騒音科を置く。

(内部組織及び所掌事務)

第107条 次の表の左欄に掲げる地方農林振興局ごとに、それぞれ中欄に掲げる課及び農業改良普及所を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
鳥取県八頭地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
鳥取県倉吉地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
鳥取県鳥取地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
鳥取県八頭地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
鳥取県倉吉地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係

鳥取県米子地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・経営支援係
	略	
	地域整備課	
	林業振興課	林政係・普及振興係・林道係
	略	

2 略

3 各課及び農業改良普及所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

農業振興課

(1)~(13) 略

(14) 農業構造改善に関すること。

農業改良普及所 略

地域整備課

(1) 土地改良事業（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を除く。第3号及び第5号において同じ。）に関すること。

(2) 略

(3) 土地改良事業に係る調査に関すること。

(4) 略

(5) 土地改良事業に要する資金に関すること。

(6)及び(7) 略

林業振興課

(1) 林業団体の振興対策に関すること。

(2)及び(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 林野の保全に関すること。

(17) 治山事業のうち保安林整備事業に関すること。

(18) 略

(19) 略

(20) 森林整備の地域活動支援に関すること。

鳥取県米子地方農林振興局	略	
	農業振興課	生産流通係・担い手育成係・地域振興係
	略	
	地域整備課	管理係・総合整備係・農道係・ほ場整備係・技術指導係
	林業振興課	林政係・普及振興係・林道治山係
	略	

2 略

3 各課及び農業改良普及所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

農業振興課

(1)~(13) 略

農業改良普及所 略

地域整備課

(1) 土地改良事業に関すること。

(2) 略

(3) 土地改良事業に係る調査に関すること。

(4) 略

(5) 土地改良事業に要する資金に関すること。

(6)及び(7) 略

(8) 農業構造改善に関すること。

林業振興課

(1) 森林組合その他林業団体の指導に関すること。

(2)及び(3) 略

(4) 木材業者及び製材業者登録に関すること。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 林野の保全及び災害復旧に関すること。

(18) 治山及び林業に属する地すべり防止に関すること。

(19) 略

(20) 略

大規模基盤整備室 略

(所掌事務)

第141条 農地開発局は、大山山ろく地域における次に掲げる土地改良事務を所掌する。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(内部組織)

第142条 農地開発局に開発調査係及び事業推進係を置く。

(内部組織)

第150条 水産試験場に、総務課、海洋漁業部及び栽培漁業部を置き、部の事務を分掌させるため、海洋漁業部に漁場開発科、海洋資源科及び試験船第一鳥取丸を、栽培漁業部に健苗育成科、増殖環境科及び試験船第二鳥取丸をそれぞれ置く。

第8節 県土整備部の所管に属する機関

第1款 地方県土整備局

(名称、位置及び管轄区域)

第155条 鳥取県地方県土整備局設置条例(平成7年鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された地方県土整備局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取地方県土整備局	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡
鳥取県八頭地方県土整備局	八頭郡家町	八頭郡
鳥取県倉吉地方県土整備局	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子地方県土整備局	米子市	米子市、境港市及び西伯郡

(内部組織及び所掌事務)

第156条 次の表の左欄に掲げる地方県土整備局ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取地方県土整備局	略
鳥取県八頭地方県土整備局	略
鳥取県倉吉地方県土整備局	略

大規模基盤整備室 略

(所掌事務)

第141条 農地開発局は、大山山ろく地域における次の各号に掲げる土地改良事務を所掌する。

(1)及び(2) 略

(3) 米子地方農林振興局及び日野地方農林振興局の管轄区域に係る農林漁業用揮発油税源身替農道整備事業に関すること。

(4) 略

(内部組織)

第142条 農地開発局に開発調査係及び農道整備係を置く。

(内部組織)

第150条 水産試験場に、総務課、海洋漁業部及び栽培漁業部を置き、部の事務を分掌させるため、海洋漁業部に漁場開発科、海洋資源科及び試験船第一鳥取丸を、栽培漁業部に栽培技術科、増殖開発科及び試験船第二鳥取丸をそれぞれ置く。

第8節 土木部の所管に属する機関

第1款 土木事務所

(名称、位置及び管轄区域)

第155条 鳥取県土木事務所設置条例(平成7年3月鳥取県条例第5号)第1条の規定により設置された土木事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取土木事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡
鳥取県郡家土木事務所	八頭郡家町	八頭郡
鳥取県倉吉土木事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子土木事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡

(内部組織及び所掌事務)

第156条 次の表の左欄に掲げる土木事務所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取土木事務所	略
鳥取県郡家土木事務所	略
鳥取県倉吉土木事務所	略

鳥取県米子地方県土整備局	略	
	計画調査課	米子空港整備推進室
	略	
	河川砂防課	
	略	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

維持管理課

(1) 県土整備部の所掌に係る許認可等(他課の所管に係るものを除く。)に関する事。

(2)~(5) 略

(6) 火薬類の譲渡等の許可に関する事(鳥取地方県土整備局を除く。)

(7) 略

計画調査課

(1)~(4) 略

(5) 米子空港の整備設計に係る調査及び調整に関する事(米子地方県土整備局に限る。)

(6) 米子空港の整備に関連する周辺整備計画の取りまとめ及び調整に関する事(米子地方県土整備局に限る。)

道路都市課及び道路整備課

(1)~(5) 略

(6) 流域下水道事業に係る工事の調査、設計、施工及び指導監督並びに流域下水道施設の維持管理に関する事(倉吉地方県土整備局に限る。)

(7) 流域関連公共下水道事業の指導に関する事(倉吉地方県土整備局に限る。)

(8) 広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に関する事。

河川砂防課

(1)~(6) 略

(7) ダムの建設に係る工事の調査、設計、施工及び指導監督に関する事(鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局を除く。)

(8) ダムの維持管理に関する事(倉吉地方県土整備局を除く。)

(9) 治山事業に関する事(地方農林振興局林業振興課の所掌に属するものを除く。)

(10) 漁港及び漁場の整備及び維持修繕に関する事(鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局を除く。)

鳥取環状道路建設推進室 略

建築住宅課

(1) 建築及び住宅行政に関する事(鳥取地方県土整備局にあっては八頭地方県土整備局の管轄区域内、米子地方県土整備局にあっては日野総合事務所県土

鳥取県米子土木事務所	略	
	計画調査課	
	略	
	河川砂防課	
	米子空港整備推進室	
	略	

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

維持管理課

(1) 土木部の所掌に係る許認可等(他課の所管に係るものを除く。)に関する事。

(2)~(5) 略

(6) 火薬類の譲渡等の許可に関する事(鳥取土木事務所を除く。)

(7) 略

計画調査課

(1)~(4) 略

道路都市課及び道路整備課

(1)~(5) 略

(6) 流域下水道事業に係る工事の調査、設計、施工及び指導監督並びに流域下水道施設の維持管理に関する事(倉吉土木事務所に限る。)

(7) 流域関連公共下水道事業の指導に関する事(倉吉土木事務所に限る。)

河川砂防課

(1)~(6) 略

(7) ダムの建設に係る工事の調査、設計、施工及び指導監督に関する事(鳥取土木事務所及び郡家土木事務所を除く。)

(8) ダムの維持管理に関する事(倉吉土木事務所を除く。)

鳥取環状道路建設推進室 略

建築住宅課

(1) 建築及び住宅行政に関する事(鳥取土木事務所にあっては郡家土木事務所の管轄区域内、米子土木事務所にあっては日野総合事務所県土整備局の管

整備局の管轄区域内に係るものを含む。以下建築住宅課の項において同じ。)

(2)~(6) 略

第156条の4 略

第1款の3 空港管理事務所

(設置)

第156条の5 空港管理事務所を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県鳥取空港管理事務所	鳥取市

(所掌事務)

第156条の6 空港管理事務所は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和42年鳥取県条例第24号)第2条の規定により設置された空港の管理に関する事務を所掌する。

(内部組織)

第156条の7 空港管理事務所に管理係及び設備係を置く。

第2款 港湾事務所

(名称、位置及び管轄区域)

第156条の8 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取港湾事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡

(所掌事務)

第156条の9 港湾事務所は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)~(6) 略

(7) 漁港及び漁港区域内の海岸の管理に関すること。

(8) 略

(9) 略

(内部組織)

轄区域内に係るものを含む。以下建築住宅課の項において同じ。)

(2)~(6) 略

米子空港整備推進室

(1) 米子空港の整備設計に係る調査及び調整に関すること。

(2) 米子空港の整備に関する周辺整備計画の取りまとめ及び調整に関すること。

第156条の4 略

第2款 港湾事務所

(名称、位置及び管轄区域)

第156条の5 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取港湾事務所	鳥取市	鳥取港及び田後港の区域

(所掌事務)

第156条の6 港湾事務所は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1)~(6) 略

(7) 略

(8) 略

(内部組織)

第156条の10 略

(名称及び位置)

第156条の11 略

(所掌事務)

第156条の12 略

(名称及び位置)

第156条の13 略

(所掌事務)

第156条の14 略

(設置)

第156条の15 略

(所掌事務)

第156条の16 略

(内部組織)

第156条の17 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所に、
総務課及び事業推進課を置く。

第9節 防災監の所管に属する機関

第156条の7 略

(名称及び位置)

第156条の8 略

(所掌事務)

第156条の9 略

(名称及び位置)

第156条の10 略

(所掌事務)

第156条の11 略

(設置)

第156条の12 略

(所掌事務)

第156条の13 略

(内部組織)

第156条の14 旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所に、
総務課、地域振興課及び基盤整備課を置く。

第9節 防災監の所管に属する機関

第1款 防災行政連絡所

(設置)

第156条の15 防災行政連絡所を次のとおり置く。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取市防災行政連絡所	鳥取市	鳥取市
鳥取県倉吉市防災行政連絡所	倉吉市	倉吉市
鳥取県米子市防災行政連絡所	米子市	米子市
鳥取県境港市防災行政連絡所	境港市	境港市
鳥取県東部広域行政管理組合防災行政連絡所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取中部ふるさと広域連合防災行政連絡所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部広域行政管理組合防災行政連絡所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡
鳥取県岩美町防災行政連絡所	岩美郡岩美町	岩美郡岩美町
鳥取県国府町防災行政連絡所	岩美郡国府町	岩美郡国府町

鳥取県福部村防災行政連絡所	岩美郡福部村	岩美郡福部村
鳥取県郡家町防災行政連絡所	八頭郡郡家町	八頭郡郡家町
鳥取県船岡町防災行政連絡所	八頭郡船岡町	八頭郡船岡町
鳥取県河原町防災行政連絡所	八頭郡河原町	八頭郡河原町
鳥取県八東町防災行政連絡所	八頭郡八東町	八頭郡八東町
鳥取県用瀬町防災行政連絡所	八頭郡用瀬町	八頭郡用瀬町
鳥取県佐治村防災行政連絡所	八頭郡佐治村	八頭郡佐治村
鳥取県智頭町防災行政連絡所	八頭郡智頭町	八頭郡智頭町
鳥取県若桜町防災行政連絡所	八頭郡若桜町	八頭郡若桜町
鳥取県気高町防災行政連絡所	気高郡気高町	気高郡気高町
鳥取県鹿野町防災行政連絡所	気高郡鹿野町	気高郡鹿野町
鳥取県青谷町防災行政連絡所	気高郡青谷町	気高郡青谷町
鳥取県羽合町防災行政連絡所	東伯郡羽合町	東伯郡羽合町
鳥取県泊村防災行政連絡所	東伯郡泊村	東伯郡泊村
鳥取県東郷町防災行政連絡所	東伯郡東郷町	東伯郡東郷町
鳥取県三朝町防災行政連絡所	東伯郡三朝町	東伯郡三朝町
鳥取県関金町防災行政連絡所	東伯郡関金町	東伯郡関金町
鳥取県北条町防災行政連絡所	東伯郡北条町	東伯郡北条町
鳥取県大栄町防災行政連絡所	東伯郡大栄町	東伯郡大栄町
鳥取県東伯町防災行政連絡所	東伯郡東伯町	東伯郡東伯町
鳥取県赤碕町防災行政連絡所	東伯郡赤碕町	東伯郡赤碕町
鳥取県西伯町防災行政連絡所	西伯郡西伯町	西伯郡西伯町
鳥取県会見町防災行政連絡所	西伯郡会見町	西伯郡会見町
鳥取県岸本町防災行政連絡所	西伯郡岸本町	西伯郡岸本町
鳥取県日吉津村防災行政連絡所	西伯郡日吉津村	西伯郡日吉津村
鳥取県淀江町防災行政連絡所	西伯郡淀江町	西伯郡淀江町
鳥取県大山町防災行政連絡所	西伯郡大山町	西伯郡大山町
鳥取県名和町防災行政連絡所	西伯郡名和町	西伯郡名和町
鳥取県中山町防災行政連絡所	西伯郡中山町	西伯郡中山町
鳥取県日野町防災行政連絡所	日野郡日野町	日野郡日野町

	鳥取県日南町防災行政連絡所	日野郡日南町	日野郡日南町
	鳥取県江府町防災行政連絡所	日野郡江府町	日野郡江府町
	鳥取県溝口町防災行政連絡所	日野郡溝口町	日野郡溝口町
(設置) 第156条の18 略	(所掌事務) 第156条の16 防災行政連絡所は、県下の水害、火災その他の災害の警戒、防除及び救護並びに行政連絡を迅速に行い、県と市町村等との間の連絡を円滑にするための事務を所掌する。		
(設置) 第156条の19 略	第2款 消防学校 (設置) 第156条の17 略 (所掌事務) 第156条の18 略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、目次の改正(「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改める部分に限る。)第10条環境政策課の項第10号の改正、第4章第5節第2款の款名の改正、第77条の改正並びに第78条及び第79条の改正(「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改める部分に限る。)は、鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の施行の日から施行する。

(現業職員の給与に関する規則等の一部改正)

2 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規則名	条 項	改 正 前	改 正 後
現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)	第7条第4項	土木部	県土整備部
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第70号)	第18条	所轄土木事務所長	所轄地方県土整備局長
		鳥取土木事務所長	鳥取地方県土整備局長
		米子土木事務所長	米子地方県土整備局長
宅地建物取引業法施行細則(昭和40年鳥取県規則第34号)	第5条	管轄する土木事務所長	管轄する地方県土整備局長
		鳥取土木事務所長	鳥取地方県土整備局長
		米子土木事務所長	米子地方県土整備局長
	様式第1号	鳥取県土木部住宅課	鳥取県生活環境部住宅環境課
国有財産使用及産物採取規則(大正15年鳥取県令第2号)	第16条	所轄土木事務所	所轄地方県土整備局

土地収用法施行細則 (昭和27年鳥取県規則 第20号)	第3条	土木部管理課	県土整備部管理課
鳥取県道路占用規則 (昭和52年鳥取県規則 第44号)	第11条第2項	所轄土木事務所長	所轄地方県土整備局長
都市計画法施行細則 (昭和60年鳥取県規則 第1号)	第24条	所轄土木事務所長	所轄地方県土整備局長
鳥取県都市公園規則 (昭和54年鳥取県規則 第60号)	第11条第2項	土木事務所長	地方県土整備局長
河川法施行細則(昭和 40年鳥取県規則第40号)	第2条	所轄土木事務所	所轄地方県土整備局
	第5条	所轄土木事務所長	所轄地方県土整備局長
鳥取県海岸法施行細則 (昭和35年鳥取県規則 第24号)	第12条	所轄土木事務所長	所轄地方県土整備局長
鳥取県河川工事負担金 等徴収吏員規則(平成 14年鳥取県規則第5号)	第2条第1号	土木部河川砂防課	県土整備部河川砂防課
	第2条第2号	各土木事務所	各地方県土整備局
鳥取県砂防指定地等管 理規則(平成元年鳥取 県規則第29号)	第20条	所轄土木事務所長	所轄地方県土整備局長
急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法 律施行細則(昭和45年 鳥取県規則第3号)	第8条	土木事務所長	地方県土整備局長
港湾法施行細則(昭和 51年鳥取県規則第52号)	第10条	所轄土木事務所長	所轄地方県土整備局長
鳥取県建築基準法施行 細則(昭和48年鳥取県 規則第34号)	別表第2	鳥取土木事務所	鳥取地方県土整備局
		倉吉土木事務所	倉吉地方県土整備局
米子土木事務所		米子地方県土整備局	
	様式第7号	土木事務所	地方県土整備局
建築士法施行細則(昭 和25年鳥取県規則第85 号)	第1条第1項	管轄する土木事務所長	管轄する地方県土整備局長
		鳥取土木事務所長	鳥取地方県土整備局長
		米子土木事務所長	米子地方県土整備局長
	第1条の2、第2条第 1項及び第2項並びに 第2条の2第1項	土木事務所長	地方県土整備局長
	第3条の2	鳥取県土木部建築課	鳥取県県土整備部建築課
第4条から第6条まで、 第8条及び第8条の2	土木事務所長	地方県土整備局長	